

回答書
複写

令和2年8月4日

特定適格消費者団体
特定非営利活動法人消費者機構日本
代表理事 佐々木 幸孝 様
(事務局担当者: 五藤 様)

学校法人聖マリアンナ医科大学 代理人

〒231-0014

神奈川県横浜市中区常盤町5丁目72
横浜通産ビル204号室
青木浩文法律事務所

(連絡先) 弁護士 青木 浩文
電話 045(225)8770
FAX 045(225)8771

〒104-0081

東京都中央区京橋1丁目1番1号
八重洲ダイビル5階
真和総合法律事務所
弁護士 和泉 宏陽
電話 03(3517)6847
FAX 03(3517)6776

複写

複写

前略

貴法人送付の令和2年5月18日付書面(以下「本件書面」といいます。)の件につきまして、本学を代理して、下記のとおり、回答致します。

草々

記

1 【I 申入れ事項】に対する回答

(1) 貴法人は、「I 申入れ事項」の「第1 申入れの趣旨」において、本学に対し「貴法人が設置する聖マリアンナ医科大学の平成29年度及び平成30年度の医学部医学科一般入学試験を志願し受験料を支払った女性及び浪人生に対し、入学検定料相当額の賠償金の支払いをしてください。」との申入れ(以下「本件申入れ」といいます。)をされております。

複写

複写

複写

複写

差出人 〒231-0014
神奈川県横浜市中区常盤町5丁目72横浜通産ビル204号室
青木浩文法律事務所

弁護士 青木浩文

受取人 〒102-0085
東京都千代田区六番町15主婦会館プラザエフ6階
特定非営利活動法人消費者機構日本代表理事 佐々木 幸孝 様 (事務局担当 五藤様)

しかし、本件申入れは、平成29年度及び平成30年度の本学一般入学試験において、「性別・現浪区分に応じた一律的な得点調整」(本件書面「2. 質問事項」第2・(2))が行われたことを前提とするものであるところ、当該両年度における本学一般入学試験において、御指摘のような「一律的な得点調整」が実施されたことはございません。
(2) また、本件申入れは、第2次試験で不合格となった者のみならず、第1次試験で不合格となった女性及び浪人受験生に対する賠償金の支払いをも求めるものですが、当該両年度における本学の第1次試験が公正かつ適正に実施されたことに争いはありません。かかる公正かつ適正な選考の結果、不合格となった者に対して、入学検定料相当額を支払う合理性はなく、本学として、本件申入れに応じることは致しかねます。
(3) なお、本学としては、御指摘のような「一律的な得点調整」を行ったとは認識しておりませんが、第三者委員会による報告を踏まえ、自主的な措置として、平成27年度ないし平成30年度の第2次試験不合格者に対する入学検定料相当額の返還を実施していることを申し添えます。

2 「II 要請事項」に対する回答

(1) 貴法人は「II 要請事項」の「第1 要請の趣旨」において、「女性及び浪人生に対する不利益な合否判定基準が採用されていなかったならば最終合格していた受験生に対する、不合格となったために被った損害(慰謝料、逸失利益等)の補償」を要請されております。

しかし、貴法人も本件書面に指摘されているとおり、当該補償の要請は、特定適格消費者団体が消費者裁判手続特例法に基づき請求しうるものではありません。

(2) 本学としましては、法律上の請求資格を有しない貴法人からの当該要請に対する回答は、差し控させていただきます。

以上



この郵便物は令和2年8月4日
第4回郵便留内容証明郵便物
として差し出したことを証明します。
日本郵便株式会社

